

平成30年第5回上三川町議会定例会会議録

平成30年12月4日（火）

1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

平成30年12月4日～12月13日

町議会定例会会議録

平成30年12月4日第5回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 報告第4号 議会の委任による専決処分事項の報告について（町有施設に係る事故の和解に関する専決処分） |
| 日程第4 | 議案第65号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度上三川町一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第5 | 議案第66号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第67号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第68号 上三川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第69号 公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第70号 上三川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第71号 上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第72号 上三川町環境美化条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第73号 小山広域保健衛生組合規約の一部変更について |
| 日程第13 | 議案第74号 上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第75号 上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第76号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第77号 上三川町高齢者福祉事業補助金等条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第78号 上三川町農産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第79号 上三川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第80号 上三川町中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第81号 上三川町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第82号 平成30年度上三川町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第22 | 議案第83号 平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第84号 平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第24 | 議案第85号 平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第25 | 議案第86号 平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第26 | 議案第87号 平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第27 | 議案第88号 平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号） |

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

平成30年第5回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成30年第5回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

○議長【田村 稔君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、平成30年8月分から10月分までの3カ月分、及び平成30年10月に実施された定例監査結果報告が提出されております。

次に、組合議会関係では、平成30年第2回小山広域保健衛生組合議会定例会審査結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、4番・神藤昭彦君、5番・小川公威君を指名いたします。

○議長【田村 稔君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(11番・議会運営委員長 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 本日招集されました平成30年第5回町議会定例会の会期運営につきましては、議長より諮問され、11月14日及び27日に議会運営委員会を開き協議いたし

ましたので、その結果について報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告1件、議案24件、一般質問者は7名であります。

会期につきましては、本日12月4日から12月13日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案を全て上程し、そのうち議案65号の専決処分事項の承認、また議案66号及び議案67号の人事案件につきましては、委員会付託を省き、本日、採決をお願いいたします。

次に、議案68号から議案81号までにつきましては、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

議案82号から議案88号までの補正予算につきましては、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目及び3日目は一般質問を行います。一般質問は、くじで決定しました順により、2日目5人、3日目2人といたしました。

4日目から5日目までは休会といたします。

7日目及び8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目は休会といたしますが、各常任委員会の審査結果の報告書の作成日といたしましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日とし、各常任委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、最終日に総務文教常任委員会及び広報委員会の視察研修結果報告、並びに議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合により日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から13日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から13日までの10日間と決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、報告第4号「議会の委任による専決処分事項の報告について（町有施設に係る事故の和解に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第4号「議会の委任による専決処分事項の報告について」、ご説明いたします。

平成30年8月30日午前11時30分ごろ、上三川町大字上三川3968番地1ほかの富士山公園駐車場で、立ち木の枝が落下し、相手方車両のルーフを損傷させました。町有施設の事故について和

解となりましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に基づき、議会に報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第4号は、これをもって終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第4、議案第65号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第65号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、法人町民税の確定申告等に伴う還付金に対処するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月3日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、繰入金で財政調整基金繰入金の増額補正をし、歳出につきましては、総務費で諸税還付金の増額補正をいたしました。

この結果、歳入歳出予算の総額に640万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を108億2,263万8,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長【田村 稔君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第65号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度上三川町一般会計補正予算（第4号）」を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第65号は承認することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第5、議案第66号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第66号「人権擁護委員の推薦につき意見を求

めることについて」、ご説明いたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱し各市町村に配置されており、委嘱については、町長が議会の意見を聞き、委員の候補者を推薦することとなっております。人権擁護委員6名のうち、田中則子氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となることから、同氏を再推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格見識が高く、広く社会の実情にも通じ、社会的にも信望が厚いことから、今後も本町の人権擁護委員としてご活躍いただける方でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第66号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第66号については原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第6、議案第67号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第67号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱し各市町村に配置されており、委嘱については、町長が議会の意見を聞き、委員の候補者を推薦することとなっております。人権擁護委員6名のうち、谷中好江氏が、平成31年3月31日をもって任期満了となることから、同氏を再推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格見識が高く、広く社会の実情にも通じ、社会的にも信望が厚いことから、今後も本町の人権擁護委員としてご活躍いただける方でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましても質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第67号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であるとするに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第67号については原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であるとするに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第7、議案第68号「上三川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第68号「上三川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、このたび行政サービスを執行する上で、町民の皆様からよりわかりやすい組織機構となるように検討を行いました。その結果、現行の執行体制から、福祉や産業等に関する部署に組織機構の変更が必要となったため、本条例の一部改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第8、議案第69号「公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第69号「公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、特に重要な施設の長期かつ独占的な利用期間について、重要性を考慮して10年から5年

に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第9、議案第70号「上三川町税条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第10、議案第71号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第70号「上三川町税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成31年10月1日から導入される軽自動車税の環境性能割について、当分の間、県が賦課徴収事務を行うことに当たり、県における自動車税環境性能割の例により実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、軽自動車税の環境性能割の非課税、課税免除及び減免を規定するものでございます。

次に、議案第71号「上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、平成30年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律において、地方税法の条項番号に変更が生じたことから、当該法律を引用する条例の附則について所要の修正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 この都市計画税のことについて、わかりやすくちょっと説明をいただきたいんですが、国がどのようにこの法律を改正するのか、ちょっと私には飲み込めませんので、それを変わるとですね、今、上三川町の都市計画税はどんなふうになるのかを、簡単に結構ですから、具体的にわかりやすく説明していただけるとうれしいんですが。いただけますか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 都市計画税につきましては、条項の改正ということでございますので、内容につきましては変更はございません。しかし、この条項の改正はなぜ起こったかといいますと、本年の最初の議会で専決いただきました、これは4月1日施行なものですから専決をいただいたわけなんです。

すが、これは固定資産税のほうの中小企業の生産性向上のための法律が、時限立法が1つ削除され、新たな別の形での制度が追加されたものですから、それによって、何ですか、条項が移動したもので、固定資産税のほうにつきましてはそういったことなんです、都市計画税のほうは単に条項の移動なものですから、内容につきましては変更はございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、この都市計画税が、ずっと私たちは払ってかなきゃなんないというところに物すごい不安があるわけです。これが、全員が都市計画税払ってるなら何の問題もないんですが、都市部、それから団地をつくったときの、県がつくったもの、そういうものだけが都市計画税を払っているわけです。一般の方はこの都市計画税すらもわからないんですが、この都市計画税を、条例が変わることによって、取られてる方がもっと取られるのか、固定資産税が上がっちゃうのか、そういうところが私たちには不安なんです。払ってない方はまず人んちの話だと思って黙って聞いているわけです。払ってる人に対しては、これは条例が変わったら固定資産税が高くなるんじゃないかという不安があるわけです。その辺のところは現状と何ら変わりがないんだと、都市計画税はいつまでも目的税なんで、それを取ってくんだという執行部の考え方が、私はちょっと聞きたいと思って今質問したんで、これが、条例が変わっても都市計画税が上がるという、都市計画税が上がるので固定資産税が上がるというようなことはないんですね。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 都市計画税におきましては条項の改正だけなものですから、今までの制度と変わると、法律と変わるところはございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第11、議案第72号「上三川町環境美化条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第72号「上三川町環境美化条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、町民の環境意識の高まりを受けて、清潔で美しいまちづくりを目指すため、空き缶やごみの散乱防止、所有する土地の適正管理、愛玩動物の適正飼育について、町に関係する全ての者の責務及び役割を明確にすることを目的として本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第12、議案第73号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第73号「小山広域保健衛生組合規約の一部変更について」、ご説明いたします。

本案件は、現在、下野市に建設中のマテリアルリサイクル推進施設が平成31年4月1日から稼働することに伴い、同市旧石橋町区域の不燃ごみ、不燃系粗大ごみ、不燃系資源物、有害ごみ、使用済み小型家電の処理を受けることから、小山広域保健衛生組合規約の変更が必要となったものでございます。組合規約を変更するためには、地方自治法第286条第1項の規定により、組合を構成する2市2町で協議が必要であるため、地方自治法第290条の規定により、本議案を提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第13、議案第74号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第74号「上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

本案件は、上三川町体育施設及び上三川町都市公園施設につきまして、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの期間、施設を管理運営する指定管理者として、株式会社日本水泳振興会栃木営業所を指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 これはなぜ、前の業者がおやめになった理由というのは、何か特定な理由があるのですかということが1つ。また、ここに水泳振興会といういきいきプラザの指定管理者がここへまた出てきたという、その理由ですね。なぜこの会社がやらなきゃなくなってきたのかという説明をちょっと聞きたいのと、以前の会社はどうしてこれを辞退したのかというところを詳しく説明していただけますか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 まず、現業者が申し込みをしなかった理由につきましては、現在の業者が指定管理業務から撤退ということをご報告しております。それと、今回の指定業者の決定につきましては、公募型プロポーザル方式ということで公募を行いまして、その結果応募が1者ということで、株式会社日本水泳振興会栃木営業所に決定したということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 撤退した理由がなければ、撤退した理由が、私、聞いてるわけですから。利益が出ないで撤退するとか、条件が不備だから撤退するとかって撤退する理由があって、撤退していった理由を聞いてるんですね。なぜ撤退していったのか。それと、もう1つ。この日本水泳振興会栃木営業所というのは、これ、雀宮にいつ設立されたのか。これ、たしか、水泳振興会は宇都宮に事務所があったというふうに私は記憶してるんですが、宇都宮市内ですね。ごめんなさい。

○議長【田村 稔君】 携帯は切ってください。

○9番【勝山修輔君】 すいません、失礼しました。雀じゃなかったと思うんですが、いつのまにか雀に住所が変わってるのが1つとですね、公募したのに1者しか来なかったというのは、公募した理由がちょっとわかんなかったのか、それとも、公募した理由が、何で公募したのかというのが、どんな町でも1者しか来なくて、その1者が1人で決まっちゃうなんて公募の仕方はないと思うんですが、私がいつも言ってるような、またここで質問の途中でまた変なことになっちゃうんで、言葉はちょっとやめませんが、そういうことがあるんじゃないかなというふうに疑問視してるんですが、このところのなぜやめたのか。利益がないからやめたのか、それともやっていけなくなってやめたのか。やめた、撤退するには理由があったと思うんです。その理由を行政側が何も知らないで、やめますって言ったから今度公募しますよ、公募が1者しか来ませんからあなたに決めましたよというのは、何か流れをこう見ると、この会社ありきで物事が進んでんじゃないかというふうに、誤解を招くんじゃないかというふうに思ってるんですが、その辺のところ、詳しく説明をしていただけますか。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。わかる範囲で答えてください。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 まず、現在の業者の撤退理由ですが、こちらは先ほども申し上げました、業者が指定管理事業自体から撤退ということで伺っております。

それと、日本水泳振興会の事業所の位置ですが、以前の状況は確認しておりませんが、現在、町の登録が雀宮町、失礼しました。宇都宮市雀宮町123番75号ということで登録にされておまして、問題ないかと考えております。

公募の状況につきましては、町のホームページ等で9月18日から26日までの間、募集要項等を掲載、及び窓口で募集要項等の配付を行って、選定の事務を進めてまいりましたが、最終的に応募が1者のみということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他質疑、9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、10日間でホームページで公募をただけで終わったということではよろしいんですか。そうすると、9月18日から28日までホームページで公募してますよということで、公募者は誰もいなかったの、水泳振興会が手を挙げてきたので、決まったということではよろしいんでしょうか。それとも、ほかにこの何とかがあっていう、この公募の仕方ってのは、幾日前にしなきゃなんないって規定か何かがあったと思うんですが、それはなかったんでしょうか。説明してください。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 こちら、町の募集関係につきましては、町の規定に則りまして、募集の方法につきましても通常どおりの方法ということで行ってまいったところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第14、議案第75号「上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第75号「上三川町赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、滞納者へのまちづくり補助金の支出の制限に基づく対応、支給対象児童及び申請者の住所要件を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 2点なんですけども、1点目はですね、赤ちゃん誕生祝金ということで、条例ということなんですけども、この条例の内容ですね、それをお聞きしたいということと、もう1点はですね、この補助対象者は現在何人で、そのうち何人の方がね、要するに影響があるのかってことでお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 1点目の質問にお答えいたします。条例改正の内容でございますが、大きく分けて2つございます。

1つ目がですね、支給要件の中の支給対象者の住所に関する要件の改正でございます。具体的に申し上げますと、支給対象者の住所が、事例のほうで申し上げたほうがよろしいかと思っておりますので、事例のほうを申し上げます。例えばでございますが、家族、旦那さん、ご主人と奥様とお子様とそれぞれ上三川にお住まいであった方がですね、ご主人だけ住所を残してほかの市町に転出なさった方についても、今までの条例でございますと支給をしていたということでございます。本来の補助金の趣旨ですと、上三川町内に住んでいただいて3人目のお子様も同時に育てていただきたい、そういった趣旨のお祝い金でございますので、ご主人、それから奥様、それからお子様たちが引き続き、誕生の後もですね、引き続き上三川町でお住まいになっていただけるような内容で条例の改正をしたところが1点でございます。

もう1点につきましては、納付、徴税あるいは保育料等の納付要件を付したところでございます。こちらはまちづくり補助金のほうで、趣旨に沿った形で、滞納等がない方にお祝い金を差し上げようという内容で改正をしたものでございます。

次に、補助対象者でございますが、平成30年度の当初予算でも45組ほど想定しておりまして、金額にしまして900万円の予算を計上したところでございます。この数字につきましては、平成27年度は決算ベースで47人分の支出をしたところでございます。28年度については33人分、29年度分につきましては40人に対してお祝い金を支出したものでございます。

あと、影響でございますが、こちらにつきましては、滞納者についてこれまで要件を付しておりませんでしたので、状況については把握しておりません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 状況を結局把握してないから出ないんだっつうことなんですけど、結局条例を出す以上はね、やはりそれだけの、調べてですね、これだけ影響あるってことでね、やっぱり議会に出すべきだって思うんですけども、それはどういうことなんですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 平成30年度分については現況で把握してる範囲でお答えさせていただきます。これまでに申請のあった方の中で滞納されていた方、お二人ほどいらっしゃるよう把握しております。その方については滞納分について納めていただいているということで、その状況的には、そのような状況になっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 町ではね、子育て支援ということでこの間いろんなことをやってますけどもね、やはり子育て支援という考えでね、やはりやった場合ね、滞納だからってことで祝い金も出さないとかね、そういうことになったらですね、やはり新しい住民が来てね、やはり上三川ってこういうところなんですかと、そういうことになると思うんですよね。だからそういう点で承服はできないですけども、その点、町長、どういうふうに考えてるんですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 きちんとですね、これは滞納というのは、払える能力があるのに払っていただけない方ということで考えておりますので、善良な納税者が逆にですね、逆に不利益を被る、そういう形になりますので、納税できる、能力のある方は納税をきちんとしていただいて、その納税していただいたお金で子供の、子育て支援に使ってきたいと、そういうふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 その他質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第15、議案第76号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第76号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第16、議案第77号「上三川町高齢者福祉事業補助金等条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第77号「上三川町高齢者福祉事業補助金等条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、滞納者へのまちづくり補助金の支出の制限に基づく対応等のため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 先ほどと同じような質問なんですけども、補助金ってことであるんですけども、具体的に言いますとね、上三川シルバーカー購入費補助金ということで、この実績と影響ですね、影響する方、何人ぐらいあるのか。これをお願いしたいと思うんですけども、その後、家具転倒防止ですか、それとか、あとはこの条例に沿ってお願いしたいんですけど。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。保険課長。

○保険課長【川島信一君】 すいません、今手元に数字がありませんので、後ほどお答えいたします。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひ後で提出していただきたいと思うんですけども、この条例によってですね、福祉関係で幾らぐらいの減額を予定してるんですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 先ほどと同じになって申しわけございませんが、手元に現在、数字がありませんので、後ほどお答えいたします。

○議長【田村 稔君】 その他質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第17、議案第78号「上三川町農産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第78号「上三川町農産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本町の農産物、加工品等を直接販売し、農業所得の向上、農業担い手の育成確保及び地産地消の推進を図るとともに、消費者との交流を通じて食と農への理解と関心を深め、活力ある農業の振興及び地域の活性化を推進するための農産物直売所の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたし

ます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第18、議案第79号「上三川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第79号「上三川町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、滞納者へのまちづくり補助金の支出の制限及び町内において操業する企業の流出防止と雇用の維持、創出並びに地域経済の活性化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第19、議案第80号「上三川町中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第80号「上三川町中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、中小企業・小規模企業が本町の経済及び町民生活にとって重要な役割を有することを地域社会全体で再認識し、その振興を推進するため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第20、議案第81号「上三川町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第81号「上三川町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、人口3万人以上の市区町村においては、下水道事業について平成32年度までに公営企業会計への移行が必要とする平成27年1月27日付の総務大臣通知に基づき、公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【田村 稔君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 先ほどの稲葉議員のご質問の中で、赤ちゃん誕生祝金の条例改正に伴う影響者数についてご質問いただきました。それに対して私のほうで平成30年度に2名ほど事例がございます旨の発言をさせていただきましたが、その2名につきましてはチャイルドシートを補助金のほうで事例があったものでございます。赤ちゃん誕生祝金については、現時点の条例では、税情報の開示等の承諾を得ておりませんので、現時点では滞納であるかどうかということは把握できておりません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 先ほど稲葉議員からご質問のありました高齢者福祉事業補助金等条例の改正についてでございますが、まず1つ目のシルバーカー購入費補助金、昨年度実績ですと26台、続きまして転倒防止器具等取付費補助金、こちらにつきましては昨年度実績はありませんでした。その次の

敬老祝金、こちらにつきましては80歳で197人、85歳で157人、90歳で88人、95歳で35人、100歳で2人でございます。

続きまして4つ目の寝たきり高齢者等介護手当、こちらにつきましては延べ支給件数は302件になります。10月と3月に支給でございます。

その次の高齢者介護用品支給、こちらにつきましては昨年度21人に支給しております。

その次の家族介護慰労事業、こちらにつきましては、昨年度は実績はございませんでした。

1つ飛びました、済みません。高齢者日常生活用具給付事業、こちらにつきましては昨年度1件の給付がございました。

以上でございます。また、その影響についてでございますが、福祉課長からご説明ありましたように、滞納要件について、納税についてのそういった情報開示については請求しておりませんので、そちらについては把握していないところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 日程第21、議案第82号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」から、日程第27、議案第88号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第82号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するため、当初予算に見込むことができなかつたもの、額の確定もしくは確定見込みのもの、さらに債務負担行為を補正するとともに、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入につきましては、町税では、法人町民税の増額補正をいたします。

使用料及び手数料では、道路占用料及び法定外公共物使用料を増額補正いたします。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費に係る負担金、社会保障・税番号制度に係る補助金及び国民年金事務に係る委託金の増額補正をいたします。

県支出金では、障害者自立支援給付費に係る負担金、並びに環境保全型農業直接支援対策事業及び経営体育成支援事業に係る補助金の増額補正をいたします。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額補正をいたします。

諸収入では、主に法人町民税の修正申告による延滞金の増額補正をいたします。

次に、歳出につきましては、職員構成の変動等による人件費の補正のほか、総務費では、主に社会保障・税番号制度に係る委託料の増額補正をいたします。

民生費では、主に障がい者自立支援給付費の増額補正をいたします。

衛生費では、主にごみ処理施設の利用に係る負担金の増額補正をいたします。

農林水産業費では、主に農産物直売所整備事業に係る工事請負費の増額補正をいたします。

土木費では、主に富士山地区市街地整備事業に係る道路用地取得費の増額補正をいたします。

教育費では、主に準要保護児童援助費の増額補正をいたします。

さらに、債務負担行為の補正といたしまして、平成30年度LED防犯灯整備事業、上三川町農産物直売所指定管理者及び上三川インター南産業団地造成事業負担金を追加いたします。

この結果、補正予算の総額は6,560万2,000円の増額となり、補正後の平成30年度一般会計予算を108億8,824万円とするものでございます。

次に、議案第83号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、職員構成の変動等による職員給与費の減額及び国保事業報告システムの改修等による増額などで、歳入歳出572万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億6,768万4,000円とするものでございます。

次に、議案第84号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の増額、歳出では、職員構成の変動等による職員給与費の増額などで、歳入歳出612万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,440万4,000円とするものでございます。

次に、議案第85号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、職員構成の変動による職員給与費の減額で、歳入歳出76万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億6,624万3,000円とするものでございます。

次に、議案第86号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金の減額、歳出では、主に会計間の異動に伴う人件費の減額のため、歳入歳出それぞれ196万5,000円を減額し、総額を12億4,659万6,000円とするものでございます。

次に、議案第87号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に繰越金の増額、歳出では、主に工事請負費の増額のため、歳入歳出それぞれ407万2,000円を増額し、総額を3億2,107万2,000円とするものでございます。

次に、議案第88号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

収益的支出における補正増額42万円の内容は、会計間の異動等により手当等を増額するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 議案第82号「平成30年度上三川町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

第1款町税、第1項町民税、2目法人、1億2,480万9,000円の増でございますが、大企業の修正申告によるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、5目土木使用料、補正額505万3,000円の増額につきましては、民間事業者による使用料の増加により、道路占用で224万6,000円、法定外公共物で280万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金、補正額1,104万3,000円の増額につきましては、障害福祉サービス、障害児通所給付費それぞれにつきまして、利用者の増に伴い増額するものでございます。同じく第2項国庫補助金、1目総務費補助金、補正額486万円の増額につきましては、社会保障・税番号制度システム改修事業で、事業費確定によりまして住民基本台帳システム改修、コンビニ交付システム改修それぞれの改修費用を補助金として受けるため増額するものでございます。同じく第3項委託金、2目民生費委託金、補正額37万8,000円の増額につきましては、国民年金事務で産前産後保険料免除の法改正に伴い、受付処理簿システム改修費用につきまして、委託金として受け取るため増額するものでございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金、補正額552万1,000円の増額につきましては、先ほど説明しました障害福祉サービス等の利用者増に伴う県からの負担金でございます。同じく第2項県補助金、3目農林水産業費補助金、補正額129万8,000円の増額でございますが、環境保全型農業直接支払対策事業で実施面積の増加により9万2,000円を、また、経営体育成支援事業で、本年9月の台風21・24号で被害を受けました農業施設復旧費用としまして120万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額9,180万円の減額につきましては、町民税の増額に伴いまして繰入額を減額補正するものでございます。

第19款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額380万円の増額につきましては、このたびの町民税修正申告等により増額するものでございます。同じく第4項、3目雑入、補正額64万円の増額につきましては、芳賀地区広域行政事務組合斎場利用に係る平成29年度分の分担金の額の確定により還付金が生じたため、増額するものでございます。

以上で、歳入につきましての説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、歳出予算についてご説明いたします前に、事項別明細書の前に給与明細書のほうで給与費関係を一括して説明したいと思っております。また、一括説明の後に、給与費に

つきましては各事項別明細での説明のほうは省略させていただきますのでご了承願います。

それでは、補正予算書26ページ、27ページをお開きください。26ページになります。補正予算給与費明細書、一般職、(1)総括になります。表の下段、比較の欄をごらんください。まず、職員数1名の減につきましては、平成29年度末におきまして予定外の退職者が出たことによるものでございます。

次に、給与費、給与640万円の減額は、前年度末における職員の予定外退職、また職員構成の変動によるものでございます。

職員手当248万円の増額につきましては、下段の手当の欄で詳細説明いたします。

共済費814万7,000円の減額につきましては、今年度早期退職者が出なかったことによる減額となるものでございます。

次に、職員手当の内訳、下段の表ですね。比較の欄をごらんいただきたいと思います。まず、管理職手当41万5,000円の増につきましては、対象人員の増によるものでございます。扶養手当48万2,000円の増は対象者の増によるものでございます。通勤手当36万5,000円の増も対象者の増によるものでございます。時間外勤務手当177万8,000円の増につきましては、主なものとしまして、児童福祉費では児童手当、それから保育所関係事務の増によるものでございます。また、子育て支援センター費では、相談受理件数が増加したことによるものでございます。

下の段になります。勤勉手当248万6,000円の減につきましては、会計間の異動と職員の異動によるものでございます。住居手当167万1,000円の増につきましては、対象職員の増によるものでございます。児童手当45万5,000円の増は、対象人員増によるものでございます。

以上で給与費明細書のほうを、説明を終わります。

補正予算書14ページ、15ページをお開きください。この後につきましては、給与費関係の説明は省略させていただきます。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目総務管理費、7節賃金、226万2,000円の増でございます。こちらにつきましては、今年度産休等の職員がふえたことによる増額補正をするものでございます。

同じく4目交通安全対策費、8節報償費7万2,000円の増額。こちらにつきましては高齢者運転免許証自主返納奨励費のほうなんですけど、当初見込みでは月3人、年間で60人ほど見込んでおりましたが、実績としましては月5人、失礼しました。当初では月3人ほどを見込んでたんですが、実績では月5人ほどの申請がございましたので、差額分7万2,000円を補正するものでございます。

5目防犯費、補正額85万4,000円、工事費の減額でございます。こちらにつきましては、防犯灯の工事費のほうを今年度からリース事業で実施することにしたため、工事費のほうを減額するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 続きまして、16、17ページをお開き願います。

第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費の486万円の増額は、13節委託料でマイナンバ

ーカード、通知カード、住民票の写し等への旧姓併記を可能とするよう住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正額2,208万6,000円の増につきましては、障がい者自立支援給付費に係る20節扶助費でございまして、障害福祉サービス及び障害児通所に係る給付実績の増に伴うものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 続きまして、5目老人福祉費、28節繰出金155万9,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計572万8,000円の減額、介護保険事業特別会計493万2,000円の増額、後期高齢者医療特別会計76万3,000円の減額で、これらは会計間の職員異動等によるものでございます。

続きまして、6目国民年金事務費、13節委託料37万8,000円は、法改正に伴うシステム改修によるものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額845万9,000円の増につきましては、人件費のほか23節の償還金、利子及び割引料において857万4,000円を計上しており、平成29年度分子ども・子育て支援交付金の額の確定により、国・県それぞれに428万7,000円を返還するものでございます。

続きまして、3目保育所費、補正額393万6,000円の増につきましては、23節償還金、利子及び割引料で、平成29年度分子どものための教育・保育給付費、負担金の額の確定により、国に250万3,000円を、県に125万2,000円をそれぞれ返還するとともに、平成29年度分析木県施設型給付費等事業費補助金の額の確定により、18万1,000円を返還するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 続きまして、18、19ページをお開きください。

中ほどになりますが、第4款衛生費、第2項清掃費、2目じん芥処理費は、2,887万7,000円の増額でございます。うち、11節需用費の30万円の増額は修繕料で、ほろ付トラックの荷台部分、これが損傷したため修繕するもの等でございます。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金の2,857万7,000円の増額は、宇都宮市への負担金の29年度分の精算による額の確定でございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 20、21ページをお開き願います。

続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費の349万1,000円の増額補正でございますが、12節役務費の1万7,000円の増額は、農産物直売所新築に伴う建築確認完了手数料について委託料から手数料で支出することにしたことに伴い、また、13節委託料の6万5,000円の減額は、農産物直売所新築工事の監理業務委託料の確定など額の確定見込みにより補正するものでございます。15節工事請負費の226万4,000円の増額は、農産物直売所新築に伴う駐車場のアスファルト舗装や街灯の設置、さらには陳列棚等の設置に係る経費について補正するものでございます。19節負担金、補助及び交付金の127万5,000円の増額は、負担金の水道加入金の5万4,000円の減額と、下水道受益者負担金の24万3,000円の減額は、新築する農産物直売所に水道の設置を行わないことにしましたことから、補助金の経営体育成支援事業の144万8,000円の増額は、ことし発生しました台風21号及び台風24号により被災したパイプハウスなどの農業用施設の復旧を支援するための経費として、さらには交付金の環境保全型農業直接支援対策事業の12万4,000円の増額は、当該事業の支援の対象となる生産活動への取り組み面積が、当初予算で見込みました面積より増加し、予算額に不足が生じることになりましたことから補正するものでございます。

続きまして、5目農地費の46万1,000円の増額補正でございますが、19節負担金、補助及び交付金の151万3,000円の増額は、下野市の南河内土地改良区で管理する頭首工が台風13号により被災したことに伴い、下野市においてその復旧を支援することになりましたことから、本町の受益面積に応じた額を下野市に負担すべく補正するものでございます。また、28節繰出金の105万2,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計における繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、22、23ページをお開き願います。

第8款土木費、第4項都市計画費、1目都市計画総務費の17節公有財産購入費の366万6,000円につきましては、富士山地区市街地整備事業において地権者との協議が整ったことから、道路用地取得費を増額補正するものでございます。28節繰出金につきましては、公共下水道事業費の減額に伴い、公共下水道事業特別会計への繰出金を196万5,000円減額補正するものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、24、25ページをお開き願います。

2段目になりますが、第10款第2項小学校費、2目教育振興費につきましては、20節扶助費において準要保護認定児童の増加により今後支給予定の援助費に不足が生じるため、114万5,000円の増額補正を計上したものでございます。

また、その下になりますが、第3項中学校費、1目学校管理費におきましては、上三川中学校の理科室においてガス漏れが確認できたため、その対応策として老朽化したガス管の改修工事を実施したく、15節工事請負費202万1,000円の増額補正をお願いするものです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、第4項1目社会教育総務費、19節負担金、補助及び交付金、19万2,000円の増額補正につきましては、自治会公民館建設助成事業補助金でありまして、東蓼沼東西の共同公民館において、トイレ給水管が破損し漏水したためにトイレ周辺部の地盤が流れ、建物が傾いたことから、また、台風24号の強風により軒天の一部が破損したため、早急に修繕工事が必要であることによるものでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 続きまして、一番下になります。第14款第1項1目予備費の2万6,000円の増額につきましては、端数調整でございます。

ページのほうですね、8ページのほうにお戻りいただきたいと思います。第2表債務負担行為補正でございますが、表に記載のとおりですね、平成30年度LED防犯灯整備事業としまして平成40年2月末日までのリース契約を結ぶため、期間をですね、平成31年度から平成39年度まで、限度額を160万5,000円に、次にですね、今年度整備をしております上三川町農産物直売所の指定管理につきまして、今年度中にですね、指定管理者を選定する必要がございますことから、期間を平成30年度から平成33年度まで限度額を240万円に、次にですね、上三川インター南産業団地造成事業負担金としまして、本事業のですね、事業主体でございます栃木県土地開発公社と、今年度、基本協定を締結するため、期間をですね、平成30年度から平成37年度まで、限度額を総事業費から町整備の工事費用を除き、そこから産業用地の分譲収入を差し引いた額としましてそれぞれ定めるものでございます。

以上で、平成30年度上三川町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 続きまして、議案第83号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第9款第1項繰入金、2目一般会計繰入金572万8,000円の減額は、会計間の職員異動等によるもの及び国保事業報告システム改修によるものでございます。

続きまして、次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費等のそれぞれの減額は、会計間の職員異動等によるものでございます。13節委託料27万円は国保事業報告システム改修によるものでございます。

第5款第1項保健事業費、1目保健衛生普及費、12節役務費14万5,000円は通信運搬費で、確定申告にあわせて医療費通知を1回追加して送付するための増額でございます。

13款第1項1目予備費14万5,000円の減額は、先に説明いたしました郵送費分を予備費により調整するものでございます。

次の14ページ、15ページをお開きください。

補正予算給与費明細書で職員数を比較増減で1名減らしておりますが、これは国民健康保険事業担当職員1名を介護保険事業担当職員としたことによるものでございます。

続きまして、議案第84号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、4目事業費補助金118万8,000円は、介護報酬改定に伴うシステム改修事業が国庫補助金として認められたことによるものでございます。第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金493万2,000円の内訳は、1節職員給与費等繰入金612万円は会計間の職員異動等によるもので、2節事務費繰入金118万8,000円の減額は、第4款国庫支出金でご説明いたしました分を一般会計繰入金から減額するものでございます。

次の12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費612万円につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は会計間の職員異動等によるものでございます。

次の14ページ、15ページをお開きください。

補正予算給与費明細書で職員数を1名ふやしておりますが、これは国民健康保険事業担当職員1名を介護保険事業担当職員としたことによるものでございます。

続きまして、議案第85号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金76万3,000円の減額は、会計間の職員異動等によるものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費76万3,000円の減額は、会計間の職員異動等による2節給料、3節職員手当等、4節共済費のそれぞれの減額でございます。

以上で保険課所管の説明を終わります。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第86号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」から議案第88号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」の歳出の人件費につきましては、会計間の異動に伴うものでございますので、省略をさせていた

だきます。

それでは、議案第86号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず歳入でございますが、第4款第1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金196万5,000円の減額につきましては、公共下水道事業歳出の減額に伴うものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

12、13ページをお開きください。

第1款第1項1目一般管理費353万3,000円のうち27節公課費125万4,000円につきましては、9月の確定申告による納付額の確定に伴う増額でございます。

以上で、平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第87号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

歳入でございますが、第3款第1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金105万2,000円は、繰越金の確定と歳出予算の減額に伴う補正でございます。

次に、第4款第1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金512万4,000円は、前年度繰越金の確定による補正でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

12、13ページをお開きください。

第1款第1項、失礼しました。第2項施設管理費、1目施設管理費、15節工事請負費503万1,000円につきましては、北東部地区クリーンセンターの曝気攪拌装置が経年劣化による故障のために、交換に要する増額補正でございます。

以上で、平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第88号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、1目原水及び浄水費の人件費につきましては、会計間の異動によるため省略をさせていただきます。2目配水及び給水費、2節手当9万5,000円のうち4万3,000円につきましては、漏水件数の増加に伴う対応等にかかわる時間外手当の増額でございます。

以上で、平成30年度上三川町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を終了いたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。14番、稲葉弘君。

○14番【稲葉 弘君】 一般会計なんですけど、25ページなんですけども、先ほど課長から説明が

あったんですけども、教育費の何か小学校費の中で、教育振興費の中で、扶助費ってことで114万5,000円ですか、増加してるってことなんですけども、この内容ですね。何人ぐらいにふえたのか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 当初予算では79名ほど認定者として見込んでおりましたところ、10月1日現在で102名の認定の状況になっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 その他質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第82号「平成30年度上三川町一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号「平成30年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号「平成30年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号「平成30年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「平成30年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号「平成30年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号「平成30年度上三川町水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第68号から議案第81号までについては、12月11日までに審議を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議案第68号から議案第81号までについては、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時55分 散会